

ホウロウ引き器具又は容器包装の規格

区 分		規格基準		試験方法
		カドミウム	鉛	
液体を満したときにその深さが 2.5cm 以上であって容量 3 L 未満の場合	<u>加熱調理器具</u>	0.07 $\mu\text{g/ml}$	0.4 $\mu\text{g/ml}$	<u>試料に 4%酢酸を満し、常温で暗所、24 時間放置後の液をビーカーに移し試験溶液とする。試験溶液について、原子吸光光度法によりカドミウム及び鉛の溶出量を求める。</u>
	<u>加熱調理器具以外のもの</u>	0.07 $\mu\text{g/ml}$	0.8 $\mu\text{g/ml}$	
液体を満たすことのできない試料又は液体を満したときにその深さが 2.5cm 未満である試料の場合	<u>加熱調理器具</u>	0.5 $\mu\text{g/cm}^2$	1 $\mu\text{g/cm}^2$	<u>試料を水でよく洗った後、4%酢酸を浸出用液として、常温で暗所に 24 時間放置した液を試験溶液とする。原子吸光光度法により得られるカドミウム及び鉛の濃度 C ($\mu\text{g/ml}$) と試料の表面積 S (cm^2)、浸出用液の全量 V (ml) とし、単位面積あたりの溶出量を次式で求める。</u>
	<u>加熱調理器具以外のもの</u>	0.7 $\mu\text{g/cm}^2$	8 $\mu\text{g/cm}^2$	
液体を満したときにその深さが 2.5cm 以上で容量が 3 L 以上のもの		0.5 $\mu\text{g/cm}^2$	1 $\mu\text{g/cm}^2$	溶出量 ($\mu\text{g/cm}^2$) = (C × V) / S

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）

食品、添加物等の規格基準の一部改正（平成 20 年厚生労働省告示第 416 号）